

島田市告示第168号

島田市バスツアー誘客促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年5月31日

島田市長 染谷 絹代

島田市バスツアー誘客促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、バスを利用した団体旅行により誘客を促進し、本市の認知度の向上及び観光産業の回復を図るため、市内の観光施設等を巡るバスツアーを催行する旅行事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バスツアー バスを利用した旅行であって、参加人数（乗務員及び添乗員の人数を除く。以下同じ。）がバス1台につき15人以上であるものをいう。
- (2) 観光施設等 観光施設、文化施設、土産物店、農産物直売所、飲食店等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）の規定により同法第2条第1項に規定する旅行業の登録を受けた者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、市内の観光施設等の2か所以上の利用（立寄りを含む。）をその行程に含むバスツアー（学校行事として行われる旅行以外の旅行である場合にあっては、そのうち少なくとも1か所が次に掲げる施設を利用するものであるものに限る。）を催行する事業とする。

- (1) 蓬萊橋
- (2) 島田市博物館（島田市博物館条例（平成17年島田市条例第154号）に規定する島田市博物館をいう。）
- (3) ふじのくに茶の都ミュージアム（ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例（平成29年静岡県条例第41号）に規定するふじのくに茶の都ミュージアムをいう。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の歴史、文化等を学べる施設として市長が別に定める施設

(補助額及び限度額)

第5条 補助金の額は、バス1台につき3万円（宿泊（市内の宿泊施設を利用する宿泊に限る。以下同じ。）を伴うバスツアーにあっては、5万円）とする。

2 前項の場合において、当該バスツアーが富士山静岡空港（静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例（平成20年静岡県条例第22号）に規定する静岡空港をいう。以下同じ。）を離発着する航空機を利用するものである場合にあっては、前項に

規定する補助金の額に5万円を加算する。

3 補助金の額の合計額は、一の営業所につき50万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、催行しようとするバスツアーの出発日(当該バスツアーが複数ある場合にあつては、催行日程が最も早いバスツアーの出発日)の20日前までにバスツアー誘客促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) バスツアーの行程が分かる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項第1号の市長が定める要件は、事業の内容の変更(市長が別に定める軽微な変更を除く。)をしようとする事とする。

2 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間は、市長から求めがあつた場合は、当該事業に関する書類を提出しなければならないこと。

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(変更の承認)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が第7条第1項に規定する変更をしようとするときは、バスツアー誘客促進事業補助金交付変更承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更事業計画書(様式第2号)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する補助金交付変更承認申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあつた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第2号)

(2) バスツアーの行程が分かる書類

(3) 観光施設等利用証明書(様式第5号)

- (4) 宿泊を伴うバスツアーを催行した場合にあっては、宿泊証明書（様式第6号）
 - (5) 富士山静岡空港を離発着する航空機を利用するバスツアーを催行した場合にあっては、当該事実を証する書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付確定の通知）

第11条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。